

状況により、施設が休館したり、事業などが変更になる場合があります。来場の際は各自で市公式サイト・各施設のウェブサイトなどを確認するか問い合わせてください。

### いこいの里

会場 いこいの里  
申込み・問合せ 2月15日(月)～26日(金)の午前9時～午後4時に、電話または直接、いこいの里 ☎ 578-0678 へ (21日(日)および23日(火・祝)を除く)

※申込みは1人1講座です。  
※申込み多数の場合は、抽選とします。  
※定員を満たさない講座は、3月5日(金)にいこいの里に2次募集を掲出します。  
決定通知 3月12日(金)以降に郵送します。

#### ▼いきいき講座

講座名	日時	定員
陶芸	第1・2・3月曜日 午前10時～正午	20人
華道	第1・3月曜日 午前10時30分～正午	20人
水墨画	第1・3火曜日 午前10時～正午	20人
七宝焼	第1・3水曜日 午前10時～正午	15人
水彩画	第1・3水曜日 午後1時～3時30分	20人
水彩画(経験者)	第2・4金曜日 午後1時～3時30分	20人
俳句	第1・3水曜日 午前10時～正午	20人
大正琴	第2・4火曜日 午前10時～正午	20人
書道	第1・3金曜日 午前10時30分～正午	20人

#### ▼ボランティア講座

講座名	日時	定員
詩吟(神風流)	第2・4水曜日 午前10時～正午	20人
詩吟	第1・3木曜日 午後1時30分～3時30分	20人
写真	第2木曜日 午前10時～正午	20人
百人一首(カルタ取り)	第1・3金曜日 午前10時～正午	20人
絵手紙	第2火曜日 午後1時20分～3時30分	20人
ハーモニカ	第2・4木曜日 午後1時～3時	20人
ストレッチ体操	第2・4木曜日 午後1時30分～3時	15人
ひと味違う折り紙	第4月曜日 午後1時30分～3時30分	20人
自然素材の小物作り	第3月曜日 午後1時30分～3時30分	20人

### いこいの里・じゅらく苑

## 令和3年度 いきいき講座・ボランティア講座 ・お好み講座

### 受講生募集

#### 共通事項

期間 令和3年4月～令和4年3月  
対象 令和3年4月1日現在、市内在住の60歳以上の方  
受講料 無料(材料費などは実費負担)  
※講座はいずれも初心者向け。ボランティア講座はボランティア講師による講座です。

### じゅらく苑

会場 じゅらく苑・コミュニティセンター  
申込み・問合せ 2月15日(月)～26日(金)の午前9時～午後4時に、電話または直接、高齢福祉介護課高齢福祉係 ☎ 178 へ (申込みは先着順)

#### ▼お好み講座

講座名	日時	定員
民踊(新舞踊)	火曜日 午後1時～4時30分	20人
囲碁	金曜日 午前10時～正午	25人
将棋	金曜日 午後1時～4時30分	20人
華道	第1・3木曜日 午前9時15分～正午	25人

#### ▼ボランティア講座

講座名	日時	定員
切り絵	第2・4水曜日 午前9時30分～11時30分	18人
茶道(裏千家)	第2火曜日 午後1時～4時	8人
詩吟(隆楓流)	第1・3・4木曜日 午後1時～4時30分	6人

※茶道(裏千家)は1回につき500円(お菓子代など)がかかります。

講座名	日時	定員
フラワーアレンジメント	第2金曜日 午後1時15分～2時15分	15人
民踊体操	第2・4火曜日 午前10時～正午	20人

※いこいの里には、このほかにも受講修了者などが運営する自主講座があります。詳しくは、問い合わせてください。



## 新型コロナウイルス感染症に関する支援策

### 事業者向け

### 羽村市事業者緊急支援助成金を交付します

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言が発出され、影響を受けている市内の企業・個人事業主の方の事業継続と従業員の雇用継続を支援するため、新たに「羽村市事業者緊急支援助成金」を交付します。

**対象要件**

次のいずれにも当てはまること

- 令和2年1月1日以前から市内で営業している事務所または事業所を置く事業者で、営業により事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思があること
- 個人事業主：住民票が市内にあるか、確定申告書で市内に事業所があることが確認できること
- 法人：本店または支店の登記が市内にあるか、確定申告書で市内に事業所があることが確認できること
- 納期の到来した市税(徴収猶予を受けている市税は除く)を完納していること
- 令和3年1月～6月のいずれかの月の売上高減少率が、直近の確定申告を行った事業年度の同月と比較して10%以上であること

#### 助成額

○個人事業主：10万円  
○法人：20～50万円(資本金の額、市内従業者数によって金額が異なります)

申請期間 2月1日(月)～7月30日(金)(当日消印有効)

申請方法 郵送による提出

送付先 〒205-8601(所在地記載不要) 羽村市産業振興課 事業者緊急支援助成金担当宛

#### 申請書の入手方法

市役所1階案内・西分室産業振興課、羽村市商工会で配布します。  
※申請書は市公式サイトからダウンロードすることができません。  
※除外業種などの条件があります。  
問合せ 産業振興課商工観光係 ☎ 655



▲羽村市事業者緊急支援助成金

### ひとり親世帯向け

### ひとり親世帯臨時特別給付金の申請はお済みですか

支給対象となる方は、期日までに申請してください。詳しくは問い合わせてください。

問合せ 子育て支援課支援係 ☎ 235

#### ■ひとり親世帯臨時特別給付金【基本給付 ※1】

支給対象	申請	申請期間	支給日	支給額 ※2
①	不要		済	第1子10万円、
②	必要	2月26日(金)まで	申請月の翌月中旬	第2子以降
③				1人6万円

※2 支給額は再支給分(第1子5万円 第2子以降1人3万円)を含む。

#### 【追加給付】

追加給付の支給対象＝基本給付の支給対象①②のうち新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した方

申請	申請期間	支給日	支給額
必要	2月26日(金)まで	申請月の翌月中旬	1世帯5万円

#### ※1 基本給付の支給対象となる方

支給対象①＝令和2年6月分の児童扶養手当受給者⇒支給済み

支給対象②＝令和2年6月分の児童扶養手当の受給資格を満たすが、遺族・障害年金などを受けていることにより児童扶養手当を受給していない方  
⇒平成30年中の収入が基準額未満の場合対象

支給対象③＝◆所得限度額超過により児童扶養手当の支給対象外となる方

◆認定請求していないが申請時点で認定の要件を満たす方

◆令和2年6月以降に児童扶養手当の認定の要件を満たす方

⇒1年間の収入(令和2年2月以降の任意の月収×12月で算定)が基準額未満となることが見込まれる場合は支給の対象

特に記載がない場合の受付時間は、土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前8時30分～午後5時です。申込みの記載がない場合は直接会場へ。費用の記載がない場合は無料です。